

資格確認書類一覧表

区 分		適 用 欄
1 級	法 人 事 業 所 の 事 業 主	・履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）の写し ※新たに厚生年金に加入する場合は、健康保険適用除外承認証の写しも必要
	個 人 事 業 所 の 事 業 主 (いずれか1つ提出)	・確定申告書第一表の写し（職種欄が記載されているもの・金額不要） ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し ・建設業許可証明書の写し ・土木建築業を営んでいることがわかる注文書または請求書等と、領収書をセットにしたものを複数枚（1年以内のもの）
2 級	法 人 事 業 所 の 役 員	・履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）の写し ※新たに厚生年金に加入する場合は、健康保険適用除外承認証の写しも必要
	一 人 親 方 (いずれか1つ提出)	・確定申告書第一表の写し（職種欄が記載されているもの・金額不要） ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し ・建設業許可証明書の写し ・労働者災害補償保険・特別加入脱退申請書の写し（労働基準監督署の受付印があるもの）※受付印が支部長と同一の場合は不可 ・土木建築業を営んでいることがわかる注文書または請求書等と、領収書をセットにしたものを複数枚（1年以内のもの）
3 級	法 人 事 業 所 及 び 5人以上の従業員が働く個人事業所の従業員	・健康保険適用除外承認証の写し
	個 人 事 業 所 の 従 業 員 (いずれか1つ提出)	・雇用保険被保険者資格等確認通知書または雇用保険被保険者証の写し ・源泉徴収票の写し（支払者氏名（社名）が記載されているもの） ・給与明細書の写し（支払者氏名（社名）が記載されているもの・複数枚）
	個 人 事 業 所 の 家 族 従 業 員 (①②③の書類を提出)	①家族営業証明書 ②青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書の写し(届出されている方) ③給与明細書の写し（連続する直近のものを複数枚） ※提出できない場合は、源泉徴収簿の写しまたは給与台帳の写し
4 級	・上記1級～3級の区分に該当するいずれかの書類	

※一人親方・個人事業所の方は、適用欄に記載のある書類のうち、いずれか1つを提出してください。（可能な限り「確定申告書第一表の写し」または「個人事業の開業・廃業等届出書の写し」をご提出いただきますようお願いいたします。）

※令和6年8月から、個人事業所の家族従業員は専従者給与が月額88,000円以上であることを確認できる書類(青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書の写し、給与明細書の写し【給与明細書は連続する直近のものを複数枚、後日提出可】)が必要です。

*給与明細書の写しを提出できない場合は、源泉徴収簿の写しまたは給与台帳の写しを提出してください。

※適用欄に記載のある書類以外の提出については、ご相談ください。